

熊本市公報

第 1 4 8 6 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則（第 66 号）	2184
○熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則（第 67 号）	2196

訓 令

○熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（第 5 号）	2198
--	------

そ の 他

○令和 4 年 4 月 3 0 日付け熊本市公報（第 1 4 5 8 号）掲載の令和 4 年規則第 3 3 号（熊本市奨学金 条例施行規則の一部を改正する規則） の原稿誤り	2206
---	------

規 則

規 則 第 6 6 号

令和 6 年 8 月 2 1 日

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則（昭和 6 0 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 6 号中「申立書」の次に「又は宅地建物取引業者が証する様式第 3 号の証明書（宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合における当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 4 項第 3 号中「申立書」の次に「又は宅地建物取引業者が証する様式第 3 号の証明書」を加え、同項第 4 号ア中「第 2 3 条第 5 項」を「第 2 3 条第 3 項」に、「様式第 3 号」を「様式第 4 号」に改め、同項第 7 号中「様式第 4 号」を「様式第 5 号」に改める。

第 3 条中「様式第 5 号」を「様式第 6 号」に改める。

様式第 2 号中「、証明を取り消され」を「証明を取り消され、税額の追徴を受け」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 2 条関係）

入居見込み確認書

熊本市長（宛）

年 月 日

（宅地建物取引業者による記名）

住所 _____

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

宅地建物取引業の免許番号

_____（ ） 第 _____ 号

連絡担当者 _____

電話番号 _____

私/当社が売買取引を仲介した下記の家屋については、現在のところ当該取引の買主が住民票の転入手続を済ませていない状態にあります。当該取引時点において、当該取引の買主より、当該取引後に当該家屋を自己の住宅の用に供する意向を有することについて下記のとおり確認しておりますので、その内容をここに証します。

記

家屋の表示	所 在 地	
	家屋番号	
家屋の住居表示		
入居予定年月日		
現在の家屋（旧居）の 処分方法等		
入居が登記の後になる理由		

なお、住宅用家屋証明書交付後、この入居見込み確認書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

（買主による署名）

氏名

備考

- 1 本様式は、宅地建物取引業者が、買主である個人の依頼を受けて家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合において、当該宅地建物取引業者が記入すること。ただし、「買主による署名」欄のみ、宅地建物取引業者の求めに応じて当該買主が署名すること。
- 2 「家屋の表示」の「所在地」及び「家屋番号」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「家屋の住居表示」の欄には、当該家屋の住居表示を記載すること。
- 4 「入居予定年月日」の欄には、当該家屋への当該買主の入居予定年月日を記載すること。
- 5 「現在の家屋（旧居）の処分方法等」の欄には、当該買主が現在居住している家屋の処分方法等を記載すること。
- 6 「入居が登記の後になる理由」の欄には、当該取引の買主の入居が登記の後になる理由を具体的に記載すること。

様式第 4 号（第 2 条関係）

耐 震 基 準 適 合 証 明 書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
家 屋 調 査 日	年 月 日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が租税特別措置法施行令第 4 2 条第 1 項に定める基準に適合することを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称				
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局等名	

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称			
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名				

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称			
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別	登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名				

(用紙 日本産業規格 A 4)

様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号（第 2 条関係）

増改築等工事証明書

（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び
改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

1. 実施した工事の種別

第 1 号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
第 2 号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
第 3 号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
第 4 号工事 （耐震改修 工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
第 5 号工事 （バリアフ リー改修工 事）	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			
第 6 号工事 （省エネ改 修工事）	全ての居室 の全ての窓 の断熱改修 工事を実施 した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事		
		上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
	改修工事後 の住宅の一 定の省エネ 性能が証明 される場合	住 宅 性 能 評 価 書 に よ り 証 明 さ れ る 場 合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事	
			上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域	
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域	

			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3		
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
				登録番号	第 号	
			住宅性能評価書の交付番号		第 号	
	住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日			
	増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域	
		改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級 4 以上 2 一次エネルギー消費量等級 4 以上及び断熱等性能等級 3			
		長期優良住宅建築等計画の認定主体				
		長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日				
第 7 号工事 (給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替					

2. 実施した工事の内容

--

3. 実施した工事の費用の額

(1) 特定の増改築等に要した費用の総額

第 1 号工事～第 7 号工事に要した費用の総額	円
--------------------------	---

(2) 特定の増改築等のうち、第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額

第 1 号工事～第 6 号工事に要した費用の額	円
-------------------------	---

(3) 特定の増改築等のうち、第 4 号工事、第 5 号工事、第 6 号工事又は第 7 号工事に要した費用の額

① 第 4 号工事に要した費用の額	円
② 第 5 号工事に要した費用の額	円
③ 第 6 号工事に要した費用の額	円
④ 第 7 号工事に要した費用の額	円

上記の工事が、租税特別措置法施行令及び地方税法施行令に規定する工事に該当することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-----------------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称				
	住 所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登 録 番 号	
登録を受けた地方整備局等名					

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称				
	住 所				
	登録年月日及び 登録番号				
	登録をした者				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名 称				
	住 所				
	指 定 年 月 日				
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 の 場 合	一級建築基準適 合判定資格者又 は二級建築基準 適合判定資格者 の別		登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局 等名	

(用紙 日本産業規格 A4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則（次項において「新規則」という。）第 2 条第 3 項第 6 号及び第 4 項第 3 号の規定は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 新規則第 2 条第 3 項第 6 号及び第 4 項第 3 号の規定の適用については、この規則の施行の日の前日までの間、同条第 3 項第 6 号中「様式第 3 号の証明書（宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合における当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する証明書をいう。以下同じ。）」とあるのは、「証明書（宅地建物取引業者が、買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合における当該個人が当該家屋の取得後に入居の意向があることを確認したことを証する証明書をいう。以下同じ。）であって、市長が特に認めるもの」と、同条第 4 項第 3 号中「様式第 3 号の証明書」とあるのは、「証明書であって、市長が特に認めるもの」とする。

規 則 第 6 7 号

令和 6 年 9 月 1 1 日

熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市契約事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「電子署名をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行う入札において、契約担当者は、同項本文の規定により予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置くことに代えて、電子入札等システム（市の機関が行う入札等に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に予定価格を登録することができる。

第 1 4 条第 2 項中「しようとするとき」の次に「又は電子入札等システムに予定価格を登録するとき」を加える。

第 1 7 条第 1 項中「契約書」の次に「（契約内容を記録した電磁的記録を含む。次項及び第 3 項を除き、以下同じ。）」を加え、「記名押印しなければ」を「記名押印（契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合にあっては、電子署名）をしなければ」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項に規定する電磁的記録は、市長の定める電子情報処理組織を使用して作成するものとする。

第 1 8 条中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第 1 9 条第 2 項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる場合においても、次に掲げる契約については、契約書の作成を省略することができない。

- (1) 不動産の売買又は貸借に係る契約
- (2) 単価による契約
- (3) 長期継続契約
- (4) 特別な支払条件を付ける契約
- (5) 秘密の保持又は個人情報の取扱いに関する特記事項若しくは特定個人情報等の取扱いに関する特記事項が必要な契約

第 19 条第 3 項中「書面」の次に「又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録」を加える。

第 20 条中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第 22 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 契約の相手方は、前項の規定による保証に係る書面の提出に代えて、金融機関等又は保証事業会社が定めた情報通信の技術を利用する措置を講じることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(熊本市支出負担行為の整理区分に関する規則の一部改正)

2 熊本市支出負担行為の整理区分に関する規則（昭和 39 年規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「書類」を「書類等」に改める。

別表第 1 節又は細節の区分の項中「書類」を「書類等」に改める。

別表第 2 区分の項中「書類」を「書類等」に改める。

訓 令

訓 令 第 5 号

令和 6 年 9 月 1 3 日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和 3 9 年訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

書式第 1 号工事請負契約書中

「

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

」

を

「

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

（注） 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約を締結する場合は、「この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。」とあるのは「この契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名の上、各自その電磁的記録を保管する。」とし、「印」を削る。

」

に改める。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 4 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 3 5 条第 8 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 3 6 条第 1 項中「前条第 5 項」を「前条第 6 項」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 受注者は、前 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

書式第 1 号熊本市公共工事請負契約約款第 5 8 条を第 6 0 条とし、第 5 7 条の次に次の 2 条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 5 8 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(特記事項)

第 5 9 条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

書式第 1 号債務負担行為に係る契約の特約条項第 2 条第 2 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同条第 5 項中「第 3 6 条第 3 項」を「第 3 6 条第 4 項」に改める。

書式第 1 号の 2 工事請負契約書中

「

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

」

を

「

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

(注) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約を締結する場合は、「この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。」とあるのは「この契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名の上、各自その電磁的記録を保管する。」とし、「印」を削る。

」

に改める。

書式第 2 号業務委託契約書中

「

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

」

を

「

この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

(注) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約を締結する場合は、「この契約成立の証として、本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。」とあるのは「この契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名の上、各自その電磁的記録を保管する。」とし、「印」を削る。

」

に改める。

書式第 2 号熊本市公共工事関係業務委託契約約款第 4 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

書式第 2 号熊本市公共工事関係業務委託契約約款第 3 5 条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

書式第 2 号熊本市公共工事関係業務委託契約約款第 3 6 条第 1 項中「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 受託者は、前 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

書式第 2 号熊本市公共工事関係業務委託契約約款第 5 7 条を第 5 9 条とし、第 5 6

条の次に次の2条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第57条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(特記事項)

第58条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

書式第3号条項第21条を第24条とし、第20条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特記事項)

第23条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

書式第3号条項第19条第2項中「第11条」を「第13条」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とする。

書式第3号条項第17条第1項第1号中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

書式第3号条項第16条第1号中「第2条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2号中「第2条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条第9号中「第19条」を「第21条」に改め、同条を第18条とする。

書式第3号条項第15条第3号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第17条とする。

書式第3号条項第14条第1項中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第16条とする。

書式第3号条項第13条の見出し中「契約保証金」の次に「の変更等」を加え、同条第1項中「が増加する」を「の変更がある」に、「その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする」を「保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、供給者は保証の額の減額を請求することができる」に改め、同条第2項中「変更した」を「増額した」に改め、同条第3項中「第18条若しくは第19条」を「第20条若しくは第21条」に改め、同条第5項中「(昭和39年規則第7号)」を削り、同条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とする。

書式第 3 号条項第 10 条第 3 項中「第 14 条第 3 項」を「第 16 条第 3 項」に改め、同条を第 12 条とし、第 7 条から第 9 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

書式第 3 号条項第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とする。

書式第 3 号条項第 5 条第 3 項中「第 3 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「第 4 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 2 条から第 4 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

書式第 3 号条項第 1 条の次に次の 2 条を加える。

(指示等及び協議の書面主義)

第 2 条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び供給者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び供給者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、発注者が別に指示するときはこの限りでない。

3 発注者及び供給者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

4 前 3 項の指示等及び協議は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。ただし、指示等を行う方法については書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の保証)

第 3 条 供給者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 供給者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置をとることができる。

(1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

- 3 供給者が、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、供給者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 供給者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、供給者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 5 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 6 供給者が第 1 項、第 2 項各号及び第 3 項のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 19 条第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 7 号）第 22 条第 2 項各号（第 1 号及び第 2 号を除く。）の規定に基づき、発注者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

書式第 3 号中

「

上記契約の成立の証として本書 2 通を作成し、発注者及び供給者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

」

を

「

上記契約の成立の証として本書 2 通を作成し、発注者及び供給者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

（注） 電磁的方法により契約を締結する場合は、「上記契約の成立の証として本書 2 通を作成し、発注者及び供給者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。」とあるのは「上記契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び供給者が電子署名の上、各自その電磁的記録を保管する。」とし、「印」を削る。

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

そ の 他

令和4年4月30日付け熊本市公報（第1458号）掲載の令和4年規則第33号
（熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

頁	行	誤	正
578	13	奨学金	支援金